

野田市自治会集会施設整備事業補助
金交付規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 53 号

野田市自治会集会施設整備事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市自治会集会施設整備事業補助金交付規則（昭和 58 年野田市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「場合」の次に「に、予算の範囲内において」を加える。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号中「100 万円」を「20 万円」に改める。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「工事着手前又は購入前に」を「市長が指定する期日までに」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号及び第 5 号を削り、第 2 号の次に次の 3 号を加える。

(3) 自治会等の会則又は規約

(4) 整備事業を行うことについて、自治会等の議決等を経たことを証する書類

(5) 整備事業着工前の写真

第 6 条第 2 項を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「規定により自治会等から補助金の交付申請があった場合」を「申請書を受理したとき」に、「適正であると認めるときは自治会集会施設整備事業補助金交付決定通知書を」を「補助金の交付の可否及び交付するときにおける補助金の額を決定し、自治会集会施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書により」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条及び第 9 条を削る。

第 10 条の見出しを「（変更の申請）」に改め、同条中「第 7 条の規定に基づき」を「前条の規定により補助金の」に改め、「自治会等」の次に「（以下「交付決定者」という。）」を加え、「事業の」を「当該整備事業の」に改め、同条を第 7 条とする。

第 11 条の見出しを「（変更の承認等）」に改め、同条中「があった」を「

を受理した」に、「適正であると認めたときは、補助金を変更し、自治会集会施設整備事業補助金額変更通知書」を「変更の可否及び変更を承認するときにおける補助金の額を決定し、自治会集会施設整備事業補助金変更承認（不承認）通知書」に、「申請者」を「交付決定者」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、整備事業が完了したときは、自治会集会施設整備事業補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会集会施設整備事業補助金交付請求書
- (2) 収入支出決算書
- (3) 工事費又は購入代金を支払ったことを証する書類
- (4) 整備事業完了後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

第12条中「10年」を「、次の各号に掲げる整備事業の種類に応じて当該各号に定める年数」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 新築、増築、改築又は購入（以下この条において「新築等」という。）
次に掲げる新たに補助金の交付を受けようとする整備事業の種類に応じて次に掲げる年数
 - ア 新築等 30年
 - イ 対象費用が100万円以上の修繕（以下この条において「大規模修繕」という。） 10年
 - ウ 対象費用が100万円未満の修繕（以下この条において「小規模修繕」という。） 5年
- (2) 大規模修繕 次に掲げる新たに補助金の交付を受けようとする整備事業の種類に応じて次に掲げる年数
 - ア 新築等又は大規模修繕 10年
 - イ 小規模修繕 5年
- (3) 小規模修繕（新たに補助金の交付を受けようとする整備事業が当該小規模修繕に係る補助金の交付の決定を受けた箇所と異なる箇所又は内容の小

規模修繕である場合を除く。) 5年

第12条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この規則又は補助金の交付の条件に違反したとき。

第13条を削り、第14条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の野田市自治会集会施設整備事業補助金交付規則第5条の規定による申請に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。